

(1) 前回協議会で出された意見についての整理

意見の柱	協議のポイント	協議題の整理（順序性）
・ある程度の規模は必要	・少人数の学校での効果	①学校規模、学級規模
・学級規模が、学校規模か（少人数学級の効果）	・小規模校のよさ、適正観の問題	①学校規模、学級規模
・基礎を学べる環境	・教育環境	①学校規模、学級規模
・小規模校の問題点の整理を	・小規模校のメリット・デメリット	①学校規模、学級規模
・教員の少人数配置は喜んでいる	・統合加配	②統合効果 （学力、社会性の向上）
・統合後に、学級人数が多くなると、学習についていけない心配	・学級規模の推計 ・学習環境の変化	②統合効果 （学力、社会性の向上）
・学校の維持経費の問題として効率的な学校運営も必要（統合を）	・維持管理費（効率化）	②統合効果 （学力、社会性）
・大勢の中での社会性の向上。適正配置は必要。		②統合効果 （学力、社会性の向上）
・専科教員の配置は子どものためによい。	・統合による加配	②統合効果 （学力、社会性）
・未就学時の保護者は「どこが」統廃合されるかという不安がある。	・適正配置促進を希望 ・統廃合校の決定	③将来推計、シミュレーション
・方向性がないので、意見が出ない。(2)	・シミュレーション ・デメリットの検討で	③将来推計、シミュレーション
・進学する中学校が2校。地域からは、統合促進の声。		③将来推計、シミュレーション
・噂が錯綜。行政の考え方で（事務局案）	・行政の示す方向 （縛りをかけずに検討を）	③将来推計、シミュレーション
・統合の学校数（1中、3小）の決定を。		③将来推計、シミュレーション
・27年度以降の推計		③将来推計
・中学校の通学負担の心配。	・統合場所の問題	④広域学区
・坂月小学校等も含め広域的検討を。		④広域学区
・学校選択制の考え方（広域学区のため）		④広域学区
・更科小、更科中の関連		④広域学区
・PTA活動（学級役員）をしなくてよくなるとの意見もある		⑤学校運営
・小学校の統合は必要だが、中学校は必要か。	・中学校のメリット	⑤学校運営等
・部活動の場所が狭くなるのでは。	・中学校のメリット	⑤学校運営等
・耐震工事の計画		⑥地域活性化
・地域の魅力、地域の活性化		⑥地域活性化
・学校があって、地域が活性化する（学校を残してほしい）。	・母校への思い	⑥地域活性化
・跡施設の建物や敷地などの安全対策		⑥地域活性化

(2) 学校適正配置

ア その必要性

各学校では、それぞれの学校規模によるメリットを生かしつつ、デメリットを補うよう、最大限の努力をしていますが、多様な教育活動を展開し、子どもたちが豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていくようにするためには、小さなグループから大きなグループまで、場面に応じて適切な規模の集団を組むことが必要です。

そこで、次の点について考慮し、より良い教育環境を整備するために、学校規模の適正化を図る必要があります。

- 人間関係面 (ア) 子どもたち同士が豊かな人間関係を築くことができること。
(イ) 子どもたちが集団の中での適切な行動を身につけ、社会性を養うことができること。
(ウ) クラス替え等により、人間関係の固定化を防ぐことができること。
- 教育指導面 (ア) 大きな集団での学習活動や小グループでの学習活動など、様々な学習形態に対応でき、個に応じたきめ細かな指導と集団の相互作用を生かした指導の両方が可能であること。
(イ) 施設、特別教室、教材・教具等の使用に支障をきたさないこと。
(ウ) 中学校において、子どもたちのニーズに応じた部活動数を確保することができること。
- 学校運営面 (ア) 小学校では専科教員を配置することができ、中学校では全教科に教員を配置し免許外の教科を担当する教員を置かないようにすること。
(イ) 教員同士が互いに切磋琢磨でき、校務分掌の運営に大きな負担を生じないこと。

イ 学校規模の考え方

国も法令などにより、学校規模（学級数で示す）の標準を定めています。

(1) 学校教育法施行規則

『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。』と定めています。
中学校の学級数の標準も同様となります。

(3) 『これからの学校施設づくり』（昭和59年文部省助成課資料）

学級数による学校規模を次のように分類しています。

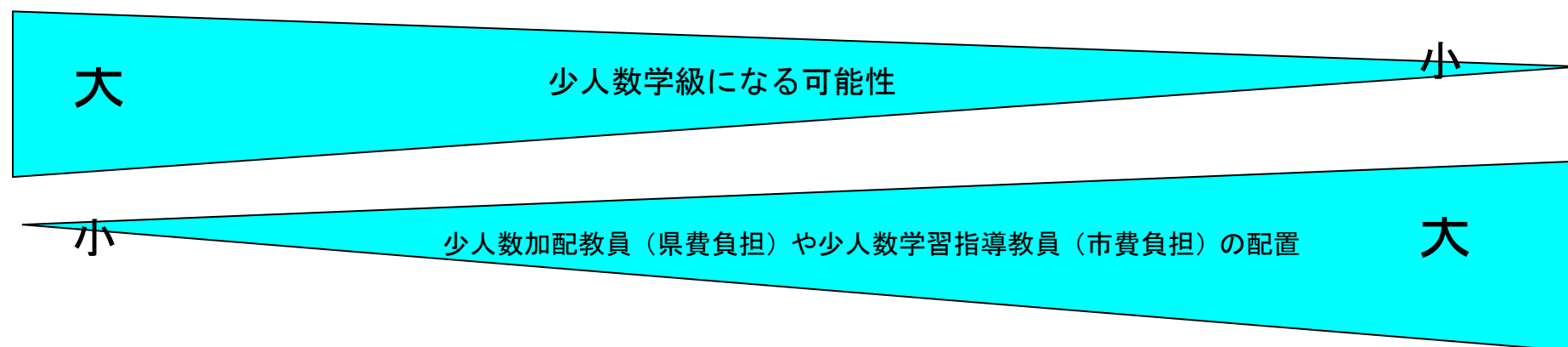
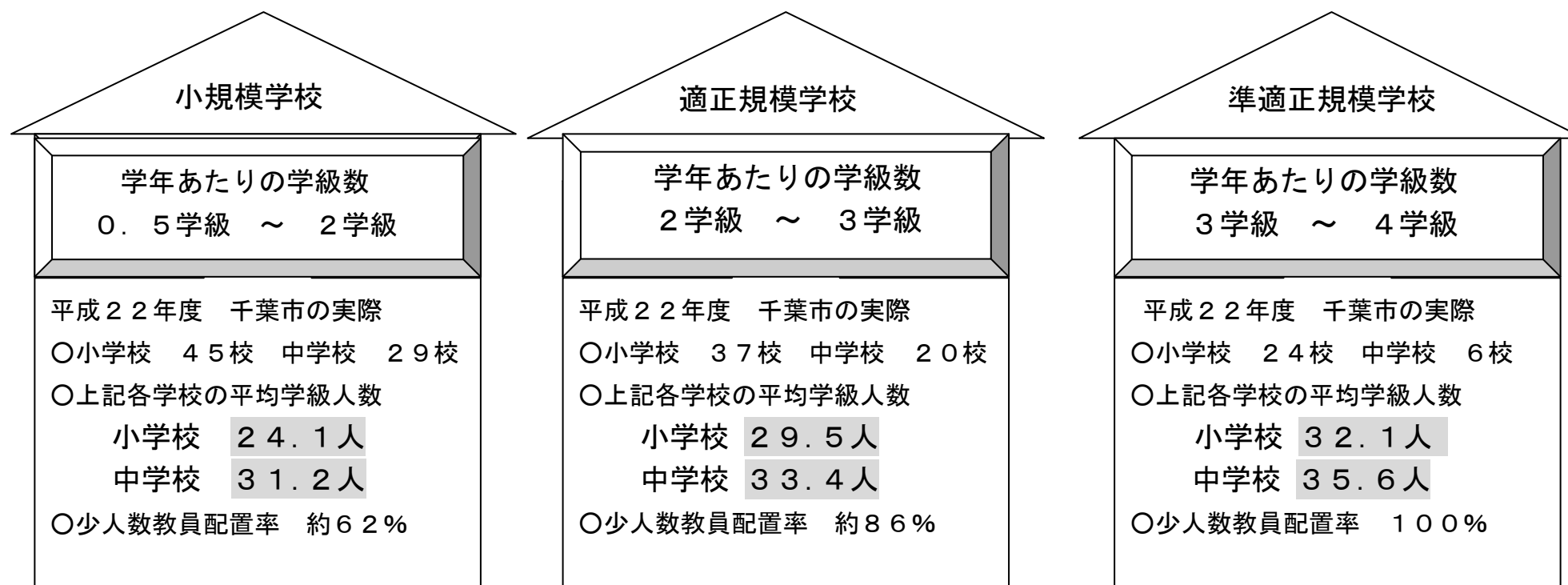
学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

(2) 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

適正な学校規模は、『学級数がおおむね12学級から18学級までであること』とし、
『統合する場合においては、「18学級」とあるのは、「24学級」とする。』と定めています。

(4) 千葉県学校適正配置実施方針で定められた学校の適正規模

～11学級・・・小規模校
12～24学級・・・適正規模校
25～30学級・・・大規模校
(*31学級以上・・・過大規模校)



少人数教育

少人数学級
(少人数の学級編制とする方法)

少人数指導 (少人数の学習集団をつくる方法)
①一つの学級を複数の教員で指導するチーム・ティーチング
②学級を分割したり、同学年の児童を一度まとめた上で複数のグループに再編する。(習熟度別指導等)

(1) 少人数加配教員 (県費負担)

少人数指導や習熟度別指導など、きめ細かな学習指導が展開できるよう配置される、県費負担の教員です。

(2) 少人数学習指導教員配置 (市費負担)

千葉市では、千葉県教員配置基準を補い、少人数授業を推進するために、小学校1～3年で36人学級がある学年に、非常勤講師(週4日、29時間以内)を配置しています。少人数授業やチームティーチング等を行っています。

ウ 学級編制の基準

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

1学級の児童生徒数は、40人を基準として、都道府県の教育委員会が定めるものとしています。
ただし、都道府県の教育委員会は、必要があると認める場合は、40人を下回る数を基準として定めることができます。
本市の場合で言えば、1学級の児童生徒数の基準は、千葉県（の教育委員会）が定めることとなります。

○公立小中学校定員配置基準（千葉県）

法令上の学級編制の基準は40人ですが、千葉県では、小学校1・2年及び中学校1年は38人学級編制を実施しています。
また、少人数加配教員を配置し、その他の学年でも38人学級編制が可能です。
さらに、小学校1・2年では、36人学級編制も可能となっています。

(ア) 小学校1・2年 及び 中学校1年・・・ 38人学級編制を実施

○小学校1・2年では 39人・40人 → 20人と20（19）人の2クラスに分かれる。

37人 又は 38人 → 少人数加配教員配置 次の①②のいずれかを選択

①学級は1クラスのままにして、少人数授業やチームティーチング等を行う。

②（37人の場合）18人と19人、（38人の場合）19人と19人 の2クラスに分ける。

○中学校1年では 39人・40人 → 20人と20（19）人の2クラスに分かれる。

(イ) 小学校3～6年 及び 中学校2・3年・・・ 39人 又は 40人の学級に少人数加配教員を配置し、学校長の判断により、当該加配教員を活用して38人学級編制が可能

○小学校3～6年では 39人 又は 40人 → 少人数加配教員配置 次の①②のいずれかを選択

①学級は1クラスのままにして、少人数授業やチームティーチング等を行う。

②（39人の場合）19人と20人、（40人の場合）20人と20人 の2クラスに分ける。

○中学校2・3年では 39人 又は 40人 → 少人数加配教員配置 次の①②のいずれかを選択

①学級は1クラスのままにして、少人数授業やチームティーチング等を行う。

②（39人の場合）19人と20人、（40人の場合）20人と20人 の2クラスに分ける。

エ 教員の配置について（千葉県一般的な教員配置）

(1) 小学校

学級数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教頭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教諭	教務主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	学級担任	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	専科教員	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
計	8	9	10	11	12	13	14	15	17	18	19	20

学級数	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教頭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教諭	教務主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	学級担任	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	専科教員	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
計	21	22	23	24	25	26	27	29	30	31	32	33

(2) 中学校

学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教頭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教諭	学級担任	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	教務主任、 生徒指導主事、 副担任等	4	4	5	5	5	5	6	7	7	7	7
	計	9	10	12	13	14	15	17	19	20	21	23

学級数	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教頭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教諭	学級担任	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	教務主任、 生徒指導主事、 副担任等	7	8	8	9	10	10	10	11	11	12	12
	計	24	26	27	29	31	32	33	35	36	38	39

この定数のほか、状況に応じて、加配による教員が配置されます。

○少人数加配教員（県費）

少人数指導や習熟度別指導など、きめ細かな学習指導が展開できるよう配置される、県費負担の教員です。

○少人数学習指導教員配置（市費）

千葉市では、千葉県の教員配置基準を補い、少人数授業を推進するために、小学校1～3年で36人学級がある学年に、非常勤講師（週4日、29時間以内）を配置しています。少人数授業やチームティーチング等を行っています。

○学級編制の弾力的運用の実施に伴う加配教員

法令上の学級編制の基準は40人ですが、千葉県では、小学校1・2年及び中学校1年は38人学級編制を実施しています。また、少人数加配教員を配置し、その他の学年でも38人学級編制が可能です。さらに、小学校1・2年では、36人学級編制も可能となっています。

★統合された場合には・・・

千葉県では、統合に伴う環境の変化等に対応するために、統合校に教員を増置しています。「花島小学校」での実績は、統合1年目に2人、2年目に1人の教員を増置しました。

オ 千城台地区の学級編制の状況と教員の加配

	学級編制の状況			28年度	
	児童数	学級数	1学級あたり	児童数	学級数
1年	17	1	17	26	1
2年	35	1	35	26	1
3年	31	1	31	21	1
4年	33	1	33	21	1
5年	26	1	26	20	1
6年	41	2	21	26	1
	183	7	27	140	6

音楽専科①

	学級編制の状況			28年度	
	児童数	学級数	1学級あたり	児童数	学級数
1年	42	2	21	18	1
2年	23	1	23	18	1
3年	37	1	37	22	1
4年	48	2	24	21	1
5年	37	1	37	25	1
6年	33	1	33	31	1
	220	8	28	135	6

少人数指導: 県費① 市費①

	学級編制の状況			28年度	
	児童数	学級数	1学級あたり	児童数	学級数
1年	69	2	35	30	1
2年	55	2	28	54	2
3年	61	2	31	42	2
4年	73	2	37	71	2
5年	67	2	34	58	2
6年	77	3	26	41	2
	402	13	31	305	11

学級編制の弾力的運用①(6年)

	学級編制の状況			28年度	
	児童数	学級数	1学級あたり	児童数	学級数
1年	15	1	15	22	1
2年	26	1	26	24	1
3年	29	1	29	20	1
4年	18	1	18	23	1
5年	25	1	25	26	1
6年	26	1	26	20	1
	139	6	24	135	6

少人数指導: 県費①

	学級編制の状況			28年度	
	児童数	学級数	1学級あたり	児童数	学級数
1年	48	2	24	26	1
2年	44	2	22	24	1
3年	43	2	22	26	1
4年	42	2	21	32	1
5年	40	2	20	30	1
6年	70	2	35	47	2
	287	12	24	185	7

学級編制の弾力的運用: ①(5年)

	学級編制の状況			28年度	
	生徒数	学級数	1学級あたり	児童数	学級数
1年	94	3	32	77	3
2年	91	3	31	83	3
3年	93	3	31	92	3
	278	9	31	252	9

少人数指導: 県費①

	学級編制の状況			28年度	
	生徒数	学級数	1学級あたり	児童数	学級数
1年	105	3	35	103	3
2年	141	4	36	96	3
3年	126	4	32	99	3
	372	11	34	298	9

少人数指導: 県費①

	特別支援学級編制の状況	
	児童数	学級数
1年	9	
2年	20	
3年	14	
4年	13	
5年	16	
6年	6	
	78	10 (うち通級4学級)

	特別支援学級編制の状況	
	生徒数	学級数
1年	12	
2年	13	
3年	8	
	33	5

* 平成22年5月1日現在

カ 小規模校のメリット・デメリットと適正規模化に伴う変化について（花島小学校の場合）

	小規模校のメリット・デメリット		花島小学校の実際
	メリット	デメリット	
人間関係面	<p>○子ども同士、お互いが顔なじみで、校内ではまとまりやすく、仲間の性格をよく理解し、生活することができる。</p> <p>○ほとんどの教員が、すべての子どもたちと関わることができる。アットホームで和やかな雰囲気的环境ができる。</p>	<p>○クラス替えができず、入学から卒業まで同一集団で過ごすため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち同士のかかわりや競い合いの機会が限られ、社会性が育ちにくい。 ・子ども同士、保護者同士の人間関係や評価が固定化しやすく、いったん人間関係がこじれると、修復が難しい。 <p>○先生の眼のゆきとどいた生活に慣れてしまい、多人数の集団に加わって行動しなければならない場面で、内弁慶になりがちである。</p>	<p>○子どもたちの人間関係が広がり、友人が増えたと言っている子どもが多い。</p> <p>○統合前の子どもたちは、（算数はA君が1番、かけっことはBさんが1番といった具合に）自分の位置関係が固定化され、活動への取組みや自分を向上させようとする意欲を持ちにくい状況があった。統合後は、様々なタイプの仲間と知り合う中で、向上心が芽生えてきた。</p> <p>○陸上大会や球技大会等対外的な活動について、団結意識が芽生えた。また、良い意味での競争意識が生まれ、互いに切磋琢磨して、強くなろうとがんばった。</p> <p>○人間関係が広がることにより、相手を意識し、統合前に比べ、自制できるようになった子どもが見られた。</p>
教育指導面	<p>○時間をかけた丁寧な指導ができ、子どもたちの発表の機会が多くなる。 （算数の九九やたて笛の指導など、くり返し練習する学習には有効である。）</p> <p>○集団としてまとまりやすい。</p> <p>○運動会や各種発表会などの行事で、子どもたちがそれぞれ何らかの役割を分担し、ひとりあたりの出場・出演回数も多いので、行事への参加意識が高まる。</p> <p>○運動場・体育館・プールなどの施設、理科教室や音楽室などの特別教室の活用、及び運動用具・教材・教具の利用が十分にできる。</p>	<p>○教師への依存度が強くなり、学習等への取組みが受身になりがちである。</p> <p>また、多様な意見を取り入れて自分の考えを深める学習ができにくく、得意な子どもの考え方に全体が引っぱられやすい。</p> <p>○いくつかの班に分けて学び合う活動は、学習班の数に限りがあるので、他の班との比較があまりできない。</p> <p>○行事は、全体として盛りあがりにかける。高学年は、準備・出場・後片付けと忙しく負担が大きい。</p> <p>また、集団演技や団体競技もできにくい。</p> <p>合奏・合唱の編制規模や劇等の出演者数も縮小せざるを得ない。</p> <p>○体育では、サッカーなどの集団ゲームがミニゲームにならざるを得ず、チーム数が少なく、相手も同じなので意欲をなくしがちである。</p> <p>また、音楽でも、多人数による大合奏が難しい。</p>	<p>○多様な学習形態を展開することができるようになったので、学習活動が活発化し、子どもたちの向上心が高まってきている。</p> <p>○教員の数に余裕が生じたので、少人数指導が行えるようになった。</p> <p>○統合前は、体育の集団ゲームや音楽の合奏などがしづらかったが、統合後は、状況に応じて様々なグループに分けて活動をすることができるようになり、意欲的に活動する子どもが増えた。</p>
学校運営面	<p>○教職員間での意思の疎通が図られやすく、方針等がまとまりやすい。</p> <p>○行事の運営で小回りが利くため、多様な活動が計画できる。</p>		<p>○統合前は、教員個々の校務分掌の負担が大きかった。</p> <p>○若手教員が多かったが、統合前は、若手であっても学年を一人に任せざるを得ず、若手教員を育てるのが難しかった。統合後は、指導力向上のため、若手教員がベテラン教員の授業を参観したり、話し合ったりする機会を増やすことができた。</p> <p>○出張等の補欠には、教務主任が入らざるを得なかった。</p> <p>○旧花見川第四小では、少人数指導をするための教員がいなかったため、校長・教頭・教務主任が（不定期的に）指導をすることがあった。</p>